

G F P 登録規約の変更の概要

平31年 1 月 9 日

GFP事務局

GFP登録規約を変更いたしますので、お知らせします。

(登録要件)		
現行	改訂後	変更概要
<p>2. 登録に当たっては以下の要件を満たす、生産者等であることが必要です。</p> <p>(1) 日本国内に拠点をもち事業を行っている生産者等であること。</p>	<p>2. 登録に当たっては以下の要件 (地方公共団体にあつては、(1)を除く。) を満たす、生産者等であることが必要です。</p> <p>(1) 日本国内に拠点をもち事業を行っている生産者等であること。</p>	<p>※「(地方公共団体にあつては、(1)を除く。)」の文言を追加</p>
<p>(3) GFP登録者として、名称(社名、団体名等)がGFPコミュニティサイトで公表されることを了承すること。</p>	<p>(3) GFP登録者として、名称(社名、団体名等)、住所、業種等がGFPコミュニティサイトで広く公表されることを了承すること。</p>	<p>※「住所、業種等」の文言を追加</p>
<p>記載なし</p>	<p>(4) GFP登録者間において会社名、部署名、住所、業種、生產品目、取扱商品、営業エリア等の情報(個人の場合にあつては、氏名、業種、生產品目、取扱商品、営業エリア等の情報)が開示されることを了承すること。</p>	<p>※GFP登録者間での情報開示について明確化</p>

(登録要件)		
現行	改訂後	変更概要
<p>(5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していること、及び利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。</p>	<p>(6) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。</p> <p>②反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していること。</p> <p>③利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。</p>	<p>※反社会的勢力についての表記を変更</p>

(個人情報の利用目的)		
現行	改訂後	変更概要
<p>記載なし</p>	<p>4. GFPメンバーから提供を受けた個人情報を含むその他の登録情報を、以下の目的に利用します。</p> <p>(1) 輸出診断及び訪問診断</p> <p>(2) GFP登録者同士のマッチングサービス</p> <p>(3) 輸出に関連する情報及び効果的な支援策についての情報提供</p> <p>(4) その他、GFP事務局が必要と判断したサービス</p>	<p>※個人情報の利用目的を追加</p>

(個人情報取扱)		
現行	改訂後	変更概要
<p>7. GFP事務局が入手したGFPメンバーに係る個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）に基づき適切に管理します。</p> <p>GFP事務局の業務に係る農林水産省の地方出先機関である地方農政局等の担当部局が当該個人情報を取り扱う場合も同様といたします。</p>	<p>8. GFP事務局が入手したGFPメンバーに係る個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）に基づき適切に管理します。GFP事務局の業務に係る農林水産省、経済産業省、財務省及びその地方出先機関、地方公共団体、独立行政法人、日本貿易振興機構、並びに農林水産省から委託を受けた民間事業者において当該個人情報を取り扱う場合も同様といたします。</p>	<p>※個人情報取扱事業者を明確化</p>

(登録の抹消)		
現行	改訂後	変更概要
<p>(登録の取りやめ)</p> <p>8. GFPの登録の取りやめを希望するGFPメンバーは、「登録取りやめ届出書」を、GFP事務局に提出することにより、登録を取りやめることができます。登録が削除された時点で、届出者はGFPメンバーではなくなります。なお、GFP登録時にご提供いただいた情報のうち、個人情報は削除しますが、それ以外は、登録を取りやめた後もGFP事務局にて活用させていただくことを御了承ください。</p>	<p>(登録の抹消)</p> <p>9. GFPの登録の抹消を希望するGFPメンバーは、「登録抹消届出書」を、GFP事務局に提出することにより、登録を抹消することができます。登録が抹消された時点で、届出者はGFPメンバーではなくなります。</p>	<p>※見出しおよび本文表記を変更</p> <p>※「なお、GFP登録時にご提供いただいた情報のうち、個人情報は削除しますが、それ以外は、登録を取りやめた後もGFP事務局にて活用させていただくことを御了承ください。」の文言を削除</p>

(登録の取消し)		
現行	改訂後	変更概要
<p>(登録の取り消し)</p> <p>9. GFP事務局は、GFPメンバーが次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められたとき。</p> <p>(2) 虚偽の情報を提供するなど、GFPメンバー、GFP事務局又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められたとき。</p> <p>(3) 2. の登録要件を満たさなくなったと認められたとき。</p> <p>(4) 本規約に違反したと認められたとき。</p>	<p>(登録の取消し)</p> <p>10. GFP事務局は、GFPメンバーが次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められたとき。</p> <p>(2) 虚偽の情報を提供するなど、GFPメンバー、GFP事務局又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められたとき。</p> <p>(3) 2. の登録要件を満たさなくなったと認められたとき。</p> <p>(4) 本規約に違反したと認められたとき。</p>	<p>※見出しを変更</p>